

お 客 様 各 位

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ
無期限プリペイドカードの取り扱いについて

令和元年 10 月 31 日に取扱いを終了致します。下記の通り未使用残高の払戻しを致しますので、申出期間内に申し出をお願い致します。

記

払戻しを行う前払式支払手段業者 稲田鋤油株式会社

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類 無期限プリペイドカード

払戻しの申出期間

令和元年 11 月 1 日 9:00 ～ 令和 2 年 2 月 1 日 20:00 迄

当該申し出期間内に申し出がなかった前払式支払手段の保有者様は当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意の程、宜しくお願い致します。

申出方法 店頭受付(鳳店 泉北店)にて、現物プリペイドカード持参

払戻し方法 未使用残高を確認し、現金で払い戻し

払戻しに関する問合せ先 大阪府堺市西区草部 1408 番地 1 072-272-3086

稲田鋤油株式会社

令和元年 8 月 30 日